

1. 件名：「東通原子力発電所1号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（69）」

2. 日時：令和3年1月28日（木）13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、中村主任安全審査官※、佐藤主任安全審査官※、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、松末技術参与

東北電力株式会社※ 土木建築部 部部長 他9名

※テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

(1) 東北電力から、平成26年6月10日に申請のあった東通原子力発電所1号炉の設置変更許可申請のうち、基準津波の策定のうち「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震」に起因する津波影響評価に関するコメント回答について、令和2年12月10日に開催された新基準適合性審査に関する第66回事業者ヒアリングからの修正点にかかる説明があった。

(2) 原子力規制庁から、説明内容及び関連する資料の記載内容について、以下の事項にかかる事実確認をした。

① 特性化モデルの位置付けの記載における特性化モデル②と特性化モデル③④のベースモデルとの関係について

② 行政機関（内閣府）による津波評価との比較において、天ヶ森付近で事業者の連動型地震の想定津波群の結果を、やや上回る結果となった理由について

(3) 東北電力から、確認事項に対し、以下の回答があった。

- ① 特性化モデル②と特性化モデル③④のベースモデルは、設定の考え方が少し異なり、パラメータではすべり量が違っている。フロー図で関係が分かりにくいいため、記載の拡充も含めて検討する。
- ② 日本海溝（三陸・日高沖）モデルの2箇所を設定されているアスペリティのうち、南側の岩手県沖のアスペリティが影響したと考えている。

## 6. 提出資料

- ・ 東通原子力発電所 1号炉 コメントリスト(地震・津波関係): 審査会合
- ・ 東通原子力発電所 基準津波の策定のうち「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震」に起因する津波の評価について(コメント回答)
- ・ 東通原子力発電所 基準津波の策定のうち「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震」に起因する津波の評価について(コメント回答)(補足説明資料)